

本厚木駅南口地区地区計画

都市計画決定年月日 当初決定 平成 27 年 5 月 29 日 厚木市告示第 151 号
最終変更 平成 28 年 6 月 23 日 厚木市告示第 158 号

名 称		本厚木駅南口地区地区計画			
位 置		厚木市旭町一丁目及び泉町地内			
面 積		約 0.8ha			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、小田急小田原線本厚木駅南口に位置し、「厚木市都市マスタープラン」において、都市中心拠点として位置付けられ、拠点商業業務地として、より一層の高度利用が見込まれる区域である。</p> <p>本地区計画は、市街地再開発事業により、計画的に建築物を誘導し、適正かつ合理的な土地利用を図り、健全な都市環境を形成、保持することを目標とする。</p>			
	土地利用の方針	<p>中心市街地としての発展を計画的に推進するため、既存の商業地と一体となった商業業務及び居住の複合市街地の形成を図るものとする。</p>			
	地区施設の整備の方針	<p>駅周辺の歩行者の安全性を確保するため、歩道状空地を整備する。</p>			
	建築物等の整備の方針	<p>良好な都市環境を創出し維持するため、建築物の用途の制限及び壁面の位置の制限について定める。</p> <p>施設建築物の低層部に商業・業務機能を配置し、これらと共存する良質な居住機能の確保・誘導を図る。</p>			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		幅員	延長	
		歩道状空地 1	3 m	約 50m	
		歩道状空地 2	2 m	約 140m	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(2) ナイトクラブその他これに類するもの</p> <p>(3) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売所その他これらに類するもの</p> <p>(5) 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(6) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p> <p>(7) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(8) 建築物の 2 階以下の部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの（それらの用途のための入口ホール、階段、建築設備諸室、自動車庫、自転車駐車場、物置、管理人室等の部分を除く。）</p>		
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分についてはこの限りでない。</p> <p>(1) 公共用歩廊</p> <p>(2) 公共用歩廊を昇降するエレベーター、エスカレーター及び階段又はスロープ並びに落下物等の危険防止のために設置する庇の部分</p>		

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

厚木市まちづくり計画部 都市計画課 都市計画係
電話 (046) 225-2401 (直通)